

令和2年4月30日

保護者の皆様へ

阿南市教育委員会

「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休校の延長について（お知らせ）

改正インフルエンザ対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を踏まえた臨時休校に関し、多大なるご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

現在の臨時休校措置が終了する5月7日以降の対応については、児童生徒の新型コロナウイルス感染症への感染防止を最優先とし、次のとおり臨時休校を延長することといたします。

保護者の皆様におかれましては、臨時休校の延長により、さらにご心配・ご負担をおかけすることとなりますが、大切な子どもたちの命と健康を守るための措置であることをご理解いただき、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

1 臨時休校の延長期間について

5月7日（木）～5月24日（日）

※ 緊急事態宣言の動向や県内・市内の感染状況等により、変更する場合があります。

2 登校日・家庭訪問等について

ゴールデンウィーク期間中は様々な人の移動が見込まれ、感染リスクが高まることが予想されます。加えて、新型コロナウイルスの潜伏期間とされる14日間以上の経過観察を行う必要があることから、今回の臨時休校期間中における登校日は設けないことといたします。

ただし、お子様の状況把握、課題等の受け渡しのための家庭訪問やポスティング等については、感染防止対策を徹底した上で、実施させていただくことがあります。

3 臨時休業延長期間における家庭での健康観察等について

ご家庭において、お子様の検温及び健康観察を継続して行ってください。

また、今回の臨時休校措置延長の目的は感染防止にありますので、感染リスクのある行動を控えるよう、ご指導いただきますよう重ねてお願いいたします。

4 臨時休校延長期間における家庭学習について

家庭学習の課題については、各校から提示・配付をいたします。

お子様が計画的・意欲的に家庭学習に取り組めるよう、ご協力をお願いします。

例)・家庭学習の計画づくり、取り組みの見守りや結果の確認

・オンライン教材やNHK等の教育番組の視聴

※市や学校、文部科学省のホームページでも紹介しています。

・お子様の興味があることについての調べ学習（読書も含む）や制作活動

・家事の手伝いや運動に関する日課づくり

※学校の運動場は利用可能です。

5 小学1・2年生及び特別支援学級在籍児童生徒の学校での自習について

臨時休校中に自宅で小学1・2年生だけが、留守番をするようなご家庭については、引き続き、学校の始業時刻から正午まで、学校で自習をすることが可能です。（特別支援学級在籍のお子様については、小学3年生以上も対象となります）

ただし、給食はありませんので、帰宅後、昼食をとることになります。

自習のための登校を希望される方は「臨時休校中の登校（自習）申請書」を学校にご提出ください。（既に提出いただいている場合は、再度の提出は不要です）

※ お子様の健康状態や学習・生活等について気になることがありましたら、各学校にご連絡ください。